

令和元年

第2回市議会定例会 議案第6号

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める  
条例（平成26年函館市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の後ろに「ま  
たは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の  
指定都市の長」を加える。

附則第3条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に  
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴  
う放課後児童支援員の資格に関する規定の整備等をするため